

普通預金(無利息型普通預金を含む)規定 新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>(省略)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. (取引の制限等) (省略)</p> <p>14. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、(省略)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略)</p> <p>(4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、(省略)</p> <p>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第15条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. (取引の制限等) (省略)</p> <p>14. (手数料の取扱) (1) <u>この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。</u></p> <p>(2) <u>未利用口座管理手数料</u> ① <u>当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。</u> <u>この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。</u> ② <u>前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</u> <u>この場合、手数料の充当に不足が生じて、当金庫はこれを請求しません。</u> <u>また、解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>15. (解約等) (1) <u>この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手續きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u> <u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、(省略)</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略)</p> <p>(6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、(省略)</p> <p>(7) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、(省略)</p> <p>(省略) (以降、条番号を繰下げ)</p>

貯蓄預金規定 新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>(省略)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出て</u> <u>ください。</u></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、(省略) (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略) (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、(省略) (5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 16 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 16 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (手数料の取扱) (1) <u>この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。</u> (2) <u>未利用口座管理手数料</u> ① <u>当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。</u> <u>この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。</u> ② <u>前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</u> <u>この場合、手数料の充当に不足が生じて、当金庫はこれを請求しません。</u> <u>また、解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>16. (解約等) (1) <u>この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u> (2) <u>前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u> <u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> (3) <u>第 1 項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u> (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、(省略) (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略) (6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、(省略) (7) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、(省略)</p> <p>(省略) (以降、条番号を繰下げ)</p>

定期性総合口座取引規定 新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>(省略)</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>通帳および定期積金証書(通帳)を持参のうえ、当店に申出てください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)を発行し、また定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書(通帳)を発行します。</p> <p>(2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し (省略)</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、 (省略)</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 (省略)</p> <p>② この預金の預金者が第 19 条第 1 項に違反した場合 (省略)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、 (省略)</p> <p>④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって (省略)</p> <p>⑤ 第 14 条第 1 項、第 3 項および第 4 項のいずれかの定めにもとづく (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (手数料の取扱)</p> <p>(1) <u>この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。</u></p> <p>(2) <u>未利用口座管理手数料</u></p> <p>① <u>当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。</u> <u>この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。</u></p> <p>② <u>前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</u> <u>この場合、手数料の充当に不足が生じて、当金庫はこれを請求しません。</u> <u>また、解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳および定期積金証書(通帳)とともに当店に提出してください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)を発行し、また定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書(通帳)を発行します。</p> <p>(2) <u>前項の解約の手續きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u> <u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第 1 項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) 第 14 条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し (省略)</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、 (省略)</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 (省略)</p> <p>② この預金の預金者が第 20 条第 1 項に違反した場合 (省略)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、 (省略)</p> <p>④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって (省略)</p> <p>⑤ 第 14 条第 1 項、第 3 項および第 4 項のいずれかの定めにもとづく (省略)</p>

定期性総合口座取引規定 新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(省略)</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略)</p> <p>(5) 前4項にもとづく解約をした場合に、第<u>17</u>条の差引計算等により、(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(省略)</p> <p>(6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略)</p> <p>(7) 前4項にもとづく解約をした場合に、第<u>18</u>条の差引計算等により、(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(以降、条番号を繰下げ)</p>

納税準備預金規定 新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>(省略)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、(省略)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略)</p> <p>(4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、(省略)</p> <p>(5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 15 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手續きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u> <u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第 1 項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、(省略)</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、(省略)</p> <p>(6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、(省略)</p> <p>(7) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、(省略)</p> <p>(省略)</p>